

大和町教育ふれあいセンターの利用について(代表者の皆さまへ)

各教育ふれあいセンターは、町民(地域住民や児童生徒)の身近な学習活動の場や地域住民の学習活動を積極的に支援する場として、生涯にわたる学習活動と生涯体育体験を通じた健康の維持増進を図るとともに、町民の相互交流を支援(交流の場の提供)することを目的として設置しております。

以上のことから、各教育ふれあいセンターを使用される方は、教育ふれあいセンターに関する条例や規則の規定により、(1)～(6)を守っていただく必要があります。

(1)利用団体に関する要件について

○大和町内に居住、通勤又は通学する方で構成され、かつ、その団体がスポーツ少年団に加入している団体は、監督者(指導者)として2人以上の成人が含まれていること。

○条例第5条の規定に基づき、次に該当する場合は許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他、管理運営上不適当と認めるとき。

- ・暴力団の利益となる利用
- ・政治的活動のための利用
- ・宗教的活動のための利用
- ・専ら営利を目的とする利用
- ・施設の管理に支障を及ぼすおそれがある利用
- ・公の秩序を乱すおそれがある利用

※上記要件に対し、虚偽の申告があった場合、使用の許可を取り消いたします。

(2)利用団体の確認について

利用団体の諸要件等確認のため、年度初回の申請時に「教育ふれあいセンター施設使用者(団体)要件状況確認書(以下、「確認書」という。)」と関係する書類を添付のうえ、生涯学習課まで提出すること。提出後、生涯学習課は、毎年諸要件等を確認いたします。また、年度途中、確認書に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

(3) 手続きに必要な書類について

○要件状況確認書、会則(様式自由)、事業計画書(様式自由)、会員名簿(様式自由)、その他

※提出後、内容等に変更があった場合は、変更点分かる資料をご提出ください。

(4) 施設利用に伴う利用の条件について

○体育館並びに屋外運動場の使用を許可する場合の優先順位は次のとおりとします。

- ① 町が主催する行事(防災訓練など)
- ② 地区の行事(地区協議会、運動会など)
- ③ 各地区スポーツ協会分会行事(地区協議会含む)など

※なお、次の団体等は優先とはしない。

- ◆町スポーツ協会登録団体
- ◆町文化協会加入団体
- ◆町スポーツ少年団登録団体
- ◆その他使用団体等の練習

(5) 各団体の大会等による施設利用について

大会等による利用については、通常の申請ではなく、大会の名称、当日の責任者(連絡先)、大会要綱などがわかるものを添付し、通常とは別に申請してください。

(6) センター使用願(使用許可)の申し込み等について

使用申し込みの受付は、使用月の前月1日の午前9時からとし、その日が閉庁日(土日祝日など)の場合は、翌日とします。ただし、申し込みは先着順とはせず、施設使用の希望日が同じ日となった場合は、利用者間で調整を図り、調整が完了した後、使用する施設の長または生涯学習課に必ず報告し、申請(申し込み、取り下げ)を行ってください。

なお、施設管理者や巡視員への連絡を円滑に行うため、条例の規定に基づき、使用申請は7日、使用の取り消しは3日前までとします。